

令和元年6月7日

記者発表配付資料

- 令和元年6月高知県議会定例会提出予定案件概要
- 令和元年6月高知県議会定例会提出予定議案目録
- 令和元年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明
- 令和元年6月補正予算（案）の概要
- 高知県公文書等の管理に関する条例の構成イメージ

令和元年6月高知県議会定例会提出予定案件概要

○提出予定議案 ----- 14件

令和元年度補正予算 ----- 1件

条例その他議案 ----- 13件

1 令和元年度補正予算 ----- 1件

	(補正額)	(累計額)
一般会計	441,128千円	461,148,280千円

2 条例その他議案 ----- 13件

条例議案 ----- 9件

その他議案 ----- 4件

令和元年6月高知県議会定例会提出予定議案目録

○ 予 算

第 1 号 令和元年度高知県一般会計補正予算

○ 条 例 そ の 他

第 2 号 高知県公文書等の管理に関する条例議案

第 3 号 高知県森林環境譲与税基金条例議案

第 4 号 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案

第 5 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案

第 6 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案

第 7 号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案

第 8 号 高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案

第 9 号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

第 10 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案

第 11 号 県有財産の出資に関する議案

第 12 号 (仮称) 南国日章工業団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案

第 13 号 高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

第 14 号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案

令和元年6月高知県議会定例会に提出予定の条例その他議案説明

第 2 号 高知県公文書等の管理に関する条例議案

(文書情報課)

県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、高知県立公文書館の設置及び管理に関する事項並びに公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県政の透明化を推進し、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにしようとするもの

第 3 号 高知県森林環境譲与税基金条例議案

(林業環境政策課)

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第2項各号に掲げる施策を実施するため、高知県森林環境譲与税基金を設置しようとするもの

第 4 号 地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例議案

(行政管理課)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）の施行による国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正により国会議員の選挙における選挙長等の費用弁償額が改定されたこと等を考慮し、選挙長等の報酬の額の改定等をしようとするもの

・選挙長（日額）	10,600円	→	10,800円
・選挙分会長（日額）	10,600円	→	10,800円
・選挙立会人（日額）	8,800円	→	8,900円
・選挙分会立会人（日額）	8,800円	→	8,900円

第 5 号 高知県税条例等の一部を改正する条例議案

(税務課)

地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正等に伴い、個人の県民税、法人の事業税、不動産取得税及び自動車税について必要な改正をしようとするもの

第 6 号 過疎地域等における県税の課税免除に関する条例及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（平成31年総務省令第44号）の施行により過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）及び半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号）が一部改正されたことを考慮し、過疎地域における県税の課税免除措置及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税措置の適用要件としての製造事業用設備等の新增設をし、及び当該製造事業用設備等を製造の事業等の用に供する期限の延長をしようとするもの

第 7 号 高知県地方活力向上地域における県税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例議案

(税務課)

所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）の施行により租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が一部改正されたことに伴い、同法の引用規定の整理をしようとするもの

第 8 号 高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案

(医事薬務課、工業振興課、消防政策課、雇用労働政策課、建築指導課、生活安全企画課)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正を考慮し、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の規定に基づく製剤製造業者等以外の者に係る毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請の経由に係る手数料、採石法（昭和25年法律第291号）の規定に基づく採石業務管理者試験の実施に係る手数料、電気工事士法（昭和35年法律第139号）等の規定に基づく電気工事士免状の交付、再交付及び書換えに係る手数料、消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく危険物取扱者試験の実施に係る手数料、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく保安責任者試験の実施に係る手数料、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく製造保安責任者試験及び販売主任者試験の実施に係る手数料、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施に係る手数料、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく技能検定試験の実技試験の実施に係る手数料、建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく二級建築士及び木造建築士の免許に係る手数料並びに二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に係る手数料、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査に係る手数料並びに特定遊興飲食店営業者たる法人の合併及び分割に係る承認の申請に対する審査に係る手数料、警備業法（昭和47年法律第117号）の規定に基づく機械警備業務管理者講習に係る手数料並びに銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する初心者に対する講習会に係る手数料、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る手数料並びに年少射撃資格の認定のための講習会に係る手数料の額を改定しようとするもの

第 9 号 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案

(雇用労働政策課)

幡多地域における建築人材の確保及び育成の実情等を考慮し、高知県立中村高等技術学校において行う普通職業訓練の普通課程の訓練科、訓練生の定員及び訓練期間について見直しをしようとするもの

(改正前)

訓練科	定員 (1学年)	訓練 期間	年齢制限
木造建築科	10人	2年	中卒～ 39歳以下
左官・タイル 施工科	10人	2年	中卒～ 39歳以下
住宅リフォーム科	10人	6か月	中卒～ 65歳以下

(改正後)

訓練科	定員 (1学年)	訓練 期間	年齢制限
木造建築科Ⅰ	5人	2年	中卒～ 45歳以下
木造建築科Ⅱ	10人	1年	高卒～ 45歳以下
左官・タイル 施工科	10人	1年	中卒～ 45歳以下
住宅リフォーム科	15人	10か月	中卒～ 65歳以下

※下線部が条例規定事項

見直し内容

- (1) 木造建築科を中卒以上の2年課程(Ⅰ)と高卒以上の1年課程(Ⅱ)に再編
- (2) 左官・タイル施工科の訓練期間を2年から1年に短縮
- (3) 木造建築科と左官・タイル施工科の年齢制限の引き上げ
- (4) 住宅リフォーム科の訓練期間の延長と定員の増加

第 10 号 高知県道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の一部を改正する条例議案

(道路課)

道路構造令(昭和45年政令第320号)が一部改正されたことを考慮し、県道を新設し、又は改築する場合における自転車通行帯の構造の技術的基準を定める等必要な改正をしようとするもの

第 11 号 県有財産の出資に関する議案

(私学・大学支援課)

高知県立大学永国寺キャンパスの整備が完了したこと等に伴い、県が所有している土地及び建物の無償貸付けに代えて、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第6条第3項の規定により、高知県公立大学法人に県有財産を出資することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、県議会の議決を求めるもの

出資する県有財産の内容

- (1) 土地 5筆 21,835.86㎡ 3,618,300,000円
- (2) 建物 7棟 25,500.03㎡ 6,335,180,000円

第 12 号 (仮称) 南国日章工業団地団地整備工事請負契約の締結に関する議案

(企業立地課)

(仮称) 南国日章工業団地団地整備工事を施行するための請負契約の締結について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び高知県契約条例(昭和39年高知県条例第2号)第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

- (1) 工事名
 (仮称) 南国日章工業団地団地整備工事
- (2) 契約の方法
 一般競争入札
- (3) 契約金額
 1,067,310,000円
- (4) 契約の相手方
 高知市日の出町2番12号

 四国開発・ジョウトク・大^{だいしょう}勝特定建設工事共同企業体
- (5) 完成期限
 令和3年2月2日

第 13 号 高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案

(高等学校振興課)

高吾地域拠点校本館及び南舎他改修主体工事は、一般競争入札により、契約金額498,528,000円(当初契約金額456,840,000円)で、高知市八反町一丁目4番31号株式会社三宝工務店と請負契約を締結し、令和元年8月31日を完成期限(当初完成期限平成31年3月20日)として施行中であるが、校舎専門棟の各階への渡り廊下の建替工事の発注が遅れていることから、階段の昇降が困難な生徒等が使用する階段昇降機を校舎専門棟に新たに設置することに伴い、契約金額を変更する必要性が生じたので、この工事の請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び高知県契約条例(昭和39年高知県条例第2号)第2条の規定により、県議会の議決を求めるもの

	(変更前)	(変更後)
契約金額の変更	498,528,000円	→ 520,214,400円

第 14 号 高知県公立大学法人定款の変更に関する議案

(私学・大学支援課)

高知県公立大学法人に県有財産を追加して出資することに伴い、その出資を受ける資産を定款に規定する必要があるため、高知県公立大学法人定款の変更について、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第2項の規定により、県議会の議決を求めるもの

出資する県有財産の内容

- (1) 土地 5筆 21,835.86㎡ 3,618,300,000円
- (2) 建物 7棟 25,500.03㎡ 6,335,180,000円

1 高知県公文書等の管理に関する条例の構成イメージ

第1章 総則

目的（第1条）

この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、高知県立公文書館の設置及び管理に関する事項並びに公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県政の透明化を推進し、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

定義（第2条）

- ① 実施機関（知事、議会、行政委員会等、公営企業管理者、高知県立大学法人）
- ② 公文書（実施機関の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして、保有している文書）
- ③ 歴史公文書等（歴史資料として重要な文書）
- ④ 特定歴史公文書等（公文書館が管理する③）
- ⑤ 公文書等（②及び④）

第2章 高知県立公文書館

設置（第4条）、開館日時（第5条）

歴史公文書等を保存し、利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的として、高知県立公文書館を設置する（平日午前9時～午後5時開館）。



第3章 公文書の管理

公文書管理規程（第14条）

実施機関は、公文書の管理に関する定めを制定し、公表する。

作成（第8条）

職員は、意思決定に至る過程及び事務事業の実績を合理的に跡づけ又は検証できるように文書を作成しなければならない。

整理（第9条）、保存（第10条）

実施機関は、相互に密接な関連を有する公文書をファイルにまとめ、早い時期に公文書館への移管が廃棄かを定め、適切に保存

公文書ファイル管理簿（第11条）

実施機関は、公文書ファイル等の名称、保存期間、保存期間満了時の措置等を記載した帳簿を作成し、公表する。

管理状況の報告等（第13条）

実施機関は公文書の管理状況を知事に報告し、知事はその概要を公表する。

移管又は廃棄（第12条）

実施機関は移管廃棄時に知事に協議し、知事は実施機関に対し廃棄しないことを求めることができる。

歴史資料として重要な公文書（歴史公文書等）は、移管

利用請求

県民

開示請求（情報公開条例）

条例で委任された条例施行規則の制定改正

第4章 特定歴史公文書等の保存、利用等

保存（第15条）

特定歴史公文書等を永久に保存。目録を作成

利用請求（第16条～第19条、第27条）

知事は、利用請求があった場合は、利用制限事由（個人情報等）に該当する場合を除き、利用させなければならない。

利用決定等（第20条～第22条）

原則として30日以内に決定。延長の場合は理由提示

利用の方法（第23条）、費用負担（第24条）

閲覧（無料）、写しの交付（白黒1枚10円）等

審査請求及び委員会への諮問（第25条）

利用決定等に不服がある場合は、審査請求できる。

利用の促進（第26条）

特定歴史公文書等の廃棄（第28条）

保存及び利用の状況の公表（第29条）

第5章 高知県公文書管理委員会（知事の附属機関として設置）

【担任事務】

- ① 公文書等の管理に関する規則等の制定改正案の諮問に対する答申
- ② 公文書・特定歴史公文書等の廃棄の妥当性の諮問に対する答申
- ③ 公文書館の利用請求に係る審査請求の諮問に対する答申
- ④ 公文書等の管理に関する重要事項について実施機関に対する意見

【組織】

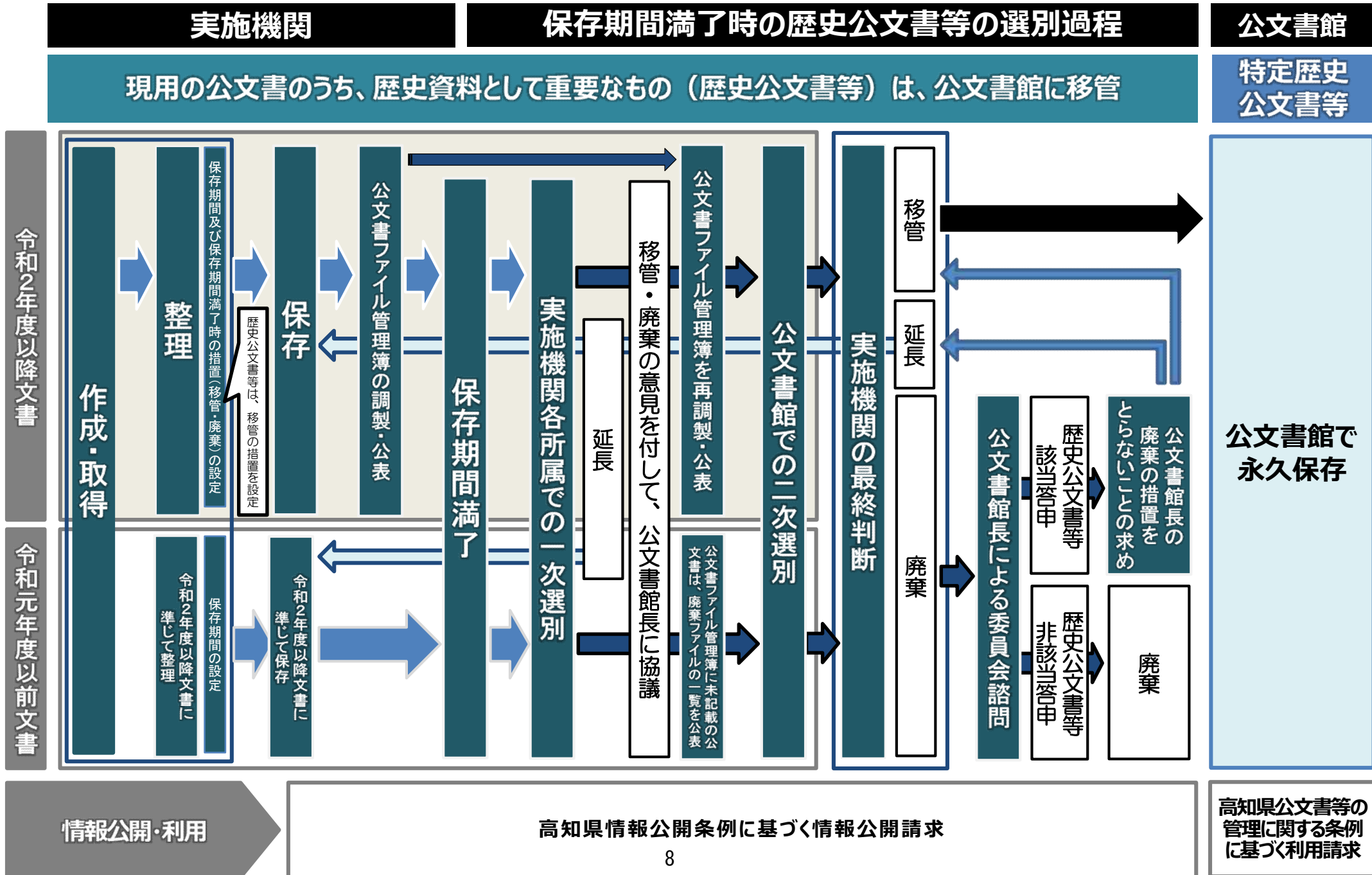
知事が委嘱する公文書等の管理に関して優れた識見を有する者5名以内で構成する。

第6章 雑則／第7章 罰則

- ① 研修
- ② 刑事訴訟等に関する書類の取扱い
- ③ 組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置
- ④ 公社等／指定管理者の文書管理
- ⑤ 公文書管理規則の制定改正手続
- ⑥ 公文書管理委員の守秘義務違反の罰則

施行日：令和2年4月1日（委員会の設置は、公布の日）

2 高知県の公文書の管理のフロー（イメージ）



高知県税条例等の一部を改正する条例について

税 務 課

1 地方法人課税における新たな偏在是正措置について（法人事業税の見直し）

現在、特に税源の偏在度が高いとされる「地方法人課税」の偏在是正措置として、法人事業税の一部を分離して「地方法人特別税（国税）」を創設し、その税収の全額を「地方法人特別譲与税」として都道府県に譲与することで、税源の偏在を是正している。

この偏在是正措置は、消費税10%引き上げ段階で廃止されることから、今回の税制改正により、以下のとおり、新たな偏在是正措置を講じることとされた。

（1）特別法人事業税（国税）の創設

「地方法人特別税（国税）」の廃止によって復元する「法人事業税」の約3割を分離して、新たに「特別法人事業税（国税）」を創設する。

なお、この新たな措置は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用する。

（2）特別法人事業譲与税の創設

上記（1）により創設された「特別法人事業税（国税）」の税収の全額を、「特別法人事業譲与税」として都道府県に譲与する。その譲与にあたっては、現行の偏在是正措置では「人口と従業員数」を譲与の基準としていたが、新制度では「人口」のみを譲与の基準とする。

また、地方交付税の不交付団体には、当初算出額の25%のみを譲与する「譲与制限」を適用し、その残額(75%)を交付団体に譲与する。なお、この譲与は令和2年度から開始する。

（3）法人事業税の税率の改正について

上記（1）により、法人事業税の約3割を分離するため、税率を以下のとおり引き下げる。

（例）資本金1億円以下の普通法人等（所得割・800万円超の所得の場合）

復元前=6.7% → 復元後=9.6% → 改正後=7%

復元前：「地方法人特別税等に関する暫定措置法」を適用した税率

復元後：「地方法人特別税（国税）」の廃止で復元した税率

☆法人事業税と特別法人事業税を合算した納税者の負担が制度改正によって変動しないように税率を設定。

2 車体課税の見直しについて

消費税率を10%に引き上げる本年10月1日時点で、自動車取得税を廃止して、自動車税と軽自動車税に環境性能に応じて税率を決定する「環境性能割」を新設し、現行の自動車税と軽自動車税をそれぞれの「種別割」に名称変更する「車体課税の見直し」を実施する（県税条例改正済み）。

そして、今回の地方税法の改正により、この見直しに合わせて、自動車の保有課税に対する恒久減税（税率の軽減）と特例措置の対象の重点化や基準の見直し等を行うこととされた。

（1）自動車税・種別割の税率引下げ（恒久減税）

令和元年10月1日以後に新車・新規登録した自家用乗用車に係る自動車税（種別割）の全ての税率区分を対象に、以下のとおり税率を恒久的に引き下げる（△4,500円～△1,000円）。

【新旧・税率一覧】

税率区分	1.00以下	1.00超 1.50以下	1.50超 2.00以下	2.00超 2.50以下	2.50超 3.00以下	3.00超 3.50以下	3.50超 4.00以下	4.00超 4.50以下	4.50超 6.00以下	6.00超
旧・税率	29,500	34,500	39,500	45,000	51,000	58,000	66,500	76,500	88,000	111,000
新・税率	25,000	30,500	36,000	43,500	50,000	57,000	65,500	75,500	87,000	110,000
引下げ幅	△ 4,500	△ 4,000	△ 3,500	△ 1,500	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000	△ 1,000

☆身体障害者に対する自動車税（種別割）を減免することができる上限額の変更について

県税条例第154条第3項により、減免することができる上限を年額45,000円（排気量2,000cc超2,500cc以下の自家用乗用車の税率）と定め、この上限を超過する額を課税している。

今回の令和元年10月1日以降に新車・新規登録した自家用乗用車に係る自動車税（種別割）の税率の引き下げにより、排気量2,000cc超2,500cc以下の自家用乗用車の税額が年額43,500円に改定されることから、令和元年10月1日以降に新車・新規登録した自動車の減免できる上限を、年額43,500円に変更する。

（2）自動車税（環境性能割）の税率区分の改正と臨時的軽減について

環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車に係る自動車税（環境性能割）の税率の適用区分を環境性能に応じて、以下のとおり改正する。

また、消費税率の引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に自家用乗用車を取得した場合の税率を、臨時的に1%分を軽減する。

なお、この臨時的軽減措置による自動車税（環境性能割）の減収分は、地方特例交付金により全額国費で補填される。

【自動車税（環境性能割）の税率区分の改正と臨時的軽減】

自家用乗用車の場合		H28 制定時	今回改正	臨時的軽減
対象自動車		税率	税率	税率
電気自動車・天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 等		非課税	非課税	<u>非課税</u>
ガソリン自動車 LPG車 ハイブリッド車	2020年度燃費基準 +20%達成		1%	<u>1%</u>
	2020年度燃費基準 +10%達成		2%	<u>2%</u>
	2020年度燃費基準 達成		3%	<u>3%</u>
上記以外		3%		<u>2%</u>

（ガソリン自動車等は、H17年排出ガス基準75%低減達成車・H30年排出ガス基準50%低減達成車に限る）

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う条例改正

	条例		所管課	根拠法令		手数料の名称／事務の内容	手数料金額(円)			
	条例名	条項		法令名	条項			新	旧	
1	高知県手数料徴収条例	第15条	医事業務課	毒物及び劇物取締法	第4条第2項	製剤製造業者等以外の者に係る毒物劇物製造業又は毒物劇物輸入業の登録申請手数料	毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に対する審査	20,700	20,600	
		第27条	工業振興課	採石法	第32条の13第1項	採石業務管理者試験手数料	採石業務管理者試験の実施	8,100	8,000	
		第29条	消防政策課	電気工事士法 電気工事士法施行令	法第4条第2項	令第4条第1項 令第5条	電気工事士免状交付手数料	電気工事士免状の交付		
								ア 第一種電気工事士免状	6,000	5,900
								イ 第二種電気工事士免状	5,300	5,200
								電気工事士免状の再交付	2,700	2,600
				電気工事士免状書換え手数料	電気工事士免状の書換え	2,100	2,000			
2	高知県消防法関係手数料徴収条例	第3条第1項 第1号 第3条第1項 第2号 第3条第1項 第3号	消防政策課	消防法	第13条の3 第1項	甲種危険物取扱者試験手数料	危険物取扱者試験の実施	6,600	6,500	
						乙種危険物取扱者試験手数料		4,600	4,500	
						丙種危険物取扱者試験手数料		3,700	3,600	
3	高知県火薬類取締法関係手数料徴収条例	第9条	消防政策課	火薬類取締法	第31条第3項	保安責任者試験手数料	保安責任者試験の実施	18,000	17,000	
4	高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例	第6条	消防政策課	高圧ガス保安法	第31条第2項	製造保安責任者試験手数料	製造保安責任者試験の実施			
							ア 乙種化学責任者免状	9,300(8,800)	9,000(8,500)	
							イ 丙種化学責任者免状	8,700(8,200)	8,400(7,900)	
							ウ 乙種機械責任者免状	9,300(8,800)	9,000(8,500)	
							エ 第二種冷凍機械責任者免状	9,300(8,800)	9,000(8,500)	
							オ 第三種冷凍機械責任者免状	8,700(8,200)	8,400(7,900)	
							販売主任者試験手数料	販売主任者試験の実施		
		ア 第一種販売主任者免状	7,900(7,400)	7,600(7,100)						
		イ 第二種販売主任者免状	6,200(5,700)	6,000(5,500)						
5	高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収条例	第12条	消防政策課	高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	第38条の5第2項	液化石油ガス設備士試験手数料	液化石油ガス設備士試験の実施	21,400(20,900)	20,700(20,200)	
6	高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例	第4条	雇用労働政策課	職業能力開発促進法	第46条第2項	技能検定試験手数料	技能検定試験の実施	18,200	17,900	
7	高知県建築士法施行条例	第6条	建築指導課	建築士法	第4条第2項又は第3項	免許手数料	二級建築士免許又は木造建築士免許の交付	19,300	19,200	
		第7条			第13条	受験手数料	二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	17,900	17,700	

	条例		所管課	根拠法令		手数料の名称／事務の内容	手数料金額(円)		
	条例名	条項		法令名	条項			新	旧
8	高知県警察手数料徴収条例	第5条の3	生活安全企画課	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	第31条の23において準用する法第7条第1項	特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料	特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査	8,700	8,600
					第31条の23において準用する法第7条の2第1項	特定遊興飲食店営業合併承認申請手数料	特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査	12,000	11,000
					第31条の23において準用する法第7条の3第1項	特定遊興飲食店営業分割承認申請手数料	特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査	12,000	11,000
		第8条		警備業法	第42条第2項第1号	機械警備業務管理者講習手数料	機械警備業務管理者講習の開催	39,000	38,000
		第10条		銃砲刀剣類所持等取締法	第5条の3第1項	初心者講習会手数料	猟銃及び空気銃の取扱いに関する初心者講習会の開催	6,900	6,800
					第5条の4第1項	操作及び技能講習手数料	猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の開催	12,700	12,300
					第9条の14第1項	年少射撃資格認定講習会手数料	年少射撃資格の認定のための講習会の開催	9,800	9,700

()は、インターネット申請による手数料

令和元年度 6月補正予算（案）の概要

経済の活性化



日本一の健康長寿県づくり



豪雨等の災害対策



令和元年6月7日
高知県総務部財政課

令和元年度 6月補正予算(案)の概要

総額 441百万円
(債務負担行為額 1,711百万円)

1. 経済の活性化

203百万円
(債務負担行為額 467百万円)

- ◆ 森林整備等を行う市町村を支援するため、**森林環境譲与税基金を設置**
- ◆ 自然・体験型観光資源のさらなる磨き上げ
 - ・サイクリング観光を推進するための環境整備を行うこととし、**ヤ・シィパーク周辺の自転車道を整備**
 - ・県中部エリアの観光拠点となる**ヤ・シィパークの活性化に向けた調査を実施**
- ◆ 国のモデル事業を活用し、**スマート農業を推進**

など

2. 日本一の健康長寿県づくり

15百万円

- ◆ **「高知型薬局連携モデル」の機能充実や周知**により、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を加速

3. 豪雨等の災害に備えた対策の強化・推進

130百万円
(債務負担行為額 1,244百万円)

- ◆ **県道川之江大豊線の復旧**に向けた対策を実施
- ◆ 市町村が行う**地籍調査のさらなる加速**

4. その他

93百万円

- ◆ 給付型の奨学金制度に活用するため、**夢・志チャレンジ基金に積立**

など 1

6月補正予算（案）の全体像

歳入

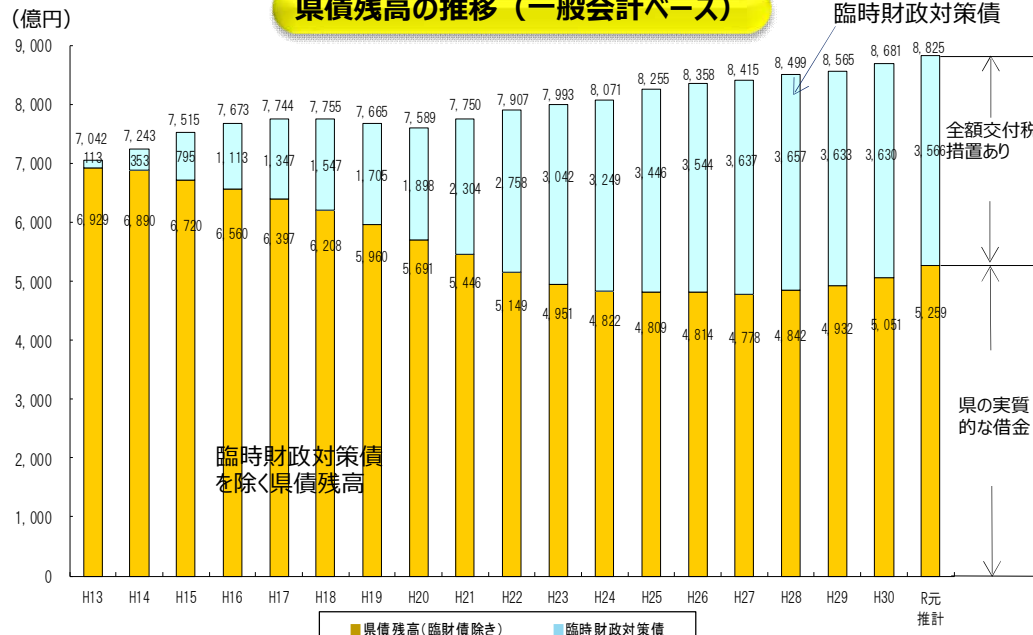
区分	令和元年度			前年度6月補正後 (D)	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 一般財源	307,489,513	133,452	307,622,965	309,039,695	△ 0.5
県					
県税	66,929,728		66,929,728	65,929,509	1.5
地方消費税清算金	27,838,010		27,838,010	26,956,566	3.3
地方譲与税	14,183,490		14,183,490	13,215,000	7.3
地方交付税等 ^(ア+イ)	185,729,000		185,729,000	188,365,000	△ 1.4
(うち地方交付税) ア	(171,027,000)		(171,027,000)	(169,074,000)	(1.2)
(うち臨時財政対策債) イ	(14,702,000)		(14,702,000)	(19,291,000)	(△ 23.8)
財調基金取崩	2,000,000	133,452	2,133,452	2,169,711	△ 1.7
その他	10,809,285		10,809,285	12,403,909	△ 12.9
(2) 特定財源	153,217,639	307,676	153,525,315	142,359,424	7.8
国庫支出金	69,592,074	107,220	69,699,294	62,732,788	11.1
県債工才	54,935,000	41,000	54,976,000	50,567,000	8.7
(うち行政改革推進債・退職手当債)	(6,000,000)		(6,000,000)	(7,000,000)	△ 14.3
減債基金 ^カ	6,660,990		6,660,990	6,904,989	△ 3.5
(ルール外分)					
その他	22,029,575	159,456	22,189,031	22,154,647	0.2
総計(1)+(2)	460,707,152	441,128	461,148,280	451,399,119	2.2

県債計 ^(イ+カ) 再掲	69,637,000	41,000	69,678,000	69,858,000	△ 0.3
財源不足額 ^(イ+カ) 再掲	14,660,990	133,452	14,794,442	16,074,700	△ 8.0

歳出

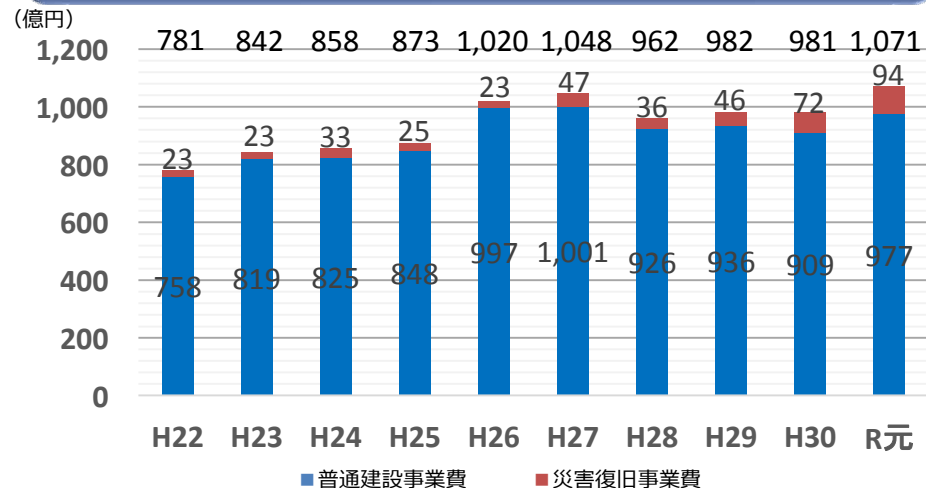
区分	令和元年度			前年度6月補正後 (D)	前年度6月比増減 (C-D)/(D)
	現計予算(A)	補正額(B)	計(A+B=C)		
(1) 経常的経費	353,612,016	393,127	354,005,143	353,317,221	0.2
人件費	114,126,016		114,126,016	116,852,745	△ 2.3
(うち退職手当を除く)	(102,330,672)		(102,330,672)	(103,755,751)	(△ 1.4)
扶助費	12,302,757		12,302,757	12,582,514	△ 2.2
公債費	65,855,830		65,855,830	67,796,159	△ 2.9
その他	161,327,413	393,127	161,720,540	156,085,803	3.6
(2) 投資的経費	107,095,136	48,001	107,143,137	98,081,898	9.2
普通建設事業費	97,690,236	48,001	97,738,237	90,926,356	7.5
補助事業費	65,413,539		65,413,539	58,076,794	12.6
単独事業費	32,276,697	48,001	32,324,698	32,849,562	△ 1.6
災害復旧事業費	9,404,900		9,404,900	7,155,542	31.4
総計(1)+(2)	460,707,152	441,128	461,148,280	451,399,119	2.2

県債残高の推移（一般会計ベース）



※ 臨時財政対策債
本来地方交付税で措置されるべき額について、国の財政事情が厳しいことから、臨時的に地方債として配分されているもの。後年度、元利償還金の全額が地方交付税措置される。

投資的経費 6月補正後予算の推移



※H28については当初予算に見込んでいた全国防災事業（H27廃止）相当分83億円除く

－ 主要な事業の概要 －

主要事業の概要

○経済の活性化

- ・森林環境譲与税基金の創設による森林環境保全の推進 P4
- ・自然&体験キャンペーンの推進に向けた観光資源の磨き上げ P5、P6

○日本一の健康長寿県づくり

- ・「高知型薬局連携モデル」の体制強化 P7

その他の主な事業

P8

(参考) 平成30年7月豪雨による公共施設等の被害への対応状況

P9

基金の概要

- ・森林環境譲与税を積み立てて管理するため、**森林環境譲与税基金を設置**
- ・積み立てた譲与税は、**森林整備等に取り組む市町村への支援に係る事業に充当**

※森林環境譲与税

- ・森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林整備及びその促進に関する施策の財源を確保することを目的に国が今年度創設。

活用についての考え方

譲与税と県版森林環境税の役割分担の整理

		譲与税		県版森林環境税
		(市町村)	(県)	
森林整備	森林経営管理制度に基づく事業	○	—	—
	上記に係る市町村支援	—	○ ^①	—
	森林経営管理制度とは対象を異にする森林の整備	—	—	○
森林整備の促進	森林経営管理制度を前提とした人材育成等	○	—	—
	上記に係る市町村支援	—	○ ^②	—
	その他の事業（普及啓発や木材利用促進等）	△(※)	△(※)	○ ^③

(※) 制度上は充当が可能だが、譲与税だけでは十分な財源を確保できないため、県税を充当するもの

- ①森林経営管理制度の円滑な推進に資するため、**森林整備に取り組む市町村への支援**に、県の譲与税を活用
(譲与税と県税は、所有者の管理の意思の有無により対象森林が明確に区分)
- ②**森林経営管理制度に対応する市町村に必要となる人材育成や担い手確保の取組に対する支援**に、県の譲与税を活用
- ③普及啓発や木材利用促進等の事業を十分に実施していくため、譲与税に加えて**県版の森林環境税も引き続き財源として活用**

※森林経営管理制度

経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐ新たなシステム（今年度から開始）

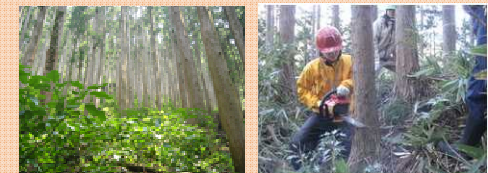
補正予算の概要

- ・**森林環境譲与税基金に譲与見込額を積み立て**（142,574千円）
- ・法律が未制定であったため当初予算では一財計上としていた**以下の事業について、基金からの財源を充当**

	(千円)
森林経営管理制度の実施に向けた支援 ・意向調査を始めとする市町村の業務に必要な林地台帳等のシステム改修 ・本庁と林業事務所に支援スタッフを配置 等	69,827
担い手確保への支援 ・林業就業者の定着率向上のため、「雇用管理改善推進アドバイザー」を配置 等	16,715
市町村職員向け研修の実施 ・林業大学校において市町村職員を対象とした研修を実施	8,570
合計	95,112

※基金積立額との差額47,462千円については、今後の補正予算計上を検討中

- ・**森林資源の適正な管理**
- ・**森林が有する公益的機能の発揮**
災害防止・国土保全機能
水源のかん養、地球温暖化防止



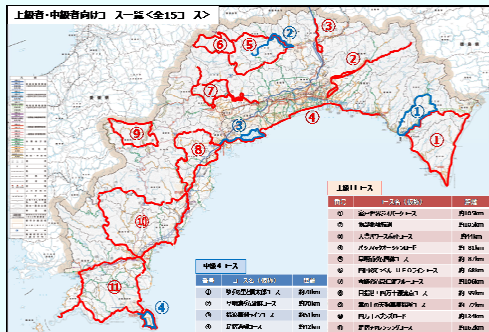


現在、開催中の「自然 & 体験キャンペーン」にあわせて、本県へのさらなる誘客と地域への波及効果を高めるため、県推奨のサイクリングコースを対象として、観光資源としてのボトルネックを解消するための整備事業を実施。

これまでの取組

○ 県推奨コース『ぐるっと高知サイクリングロード』の設定

◆平成28年10月、河川や海岸線、山並みなどの景色を楽しめる中・上級者向け15コースと、その他観光・ファミリー向け28コースを設定



○ サイクリング環境の整備（中・上級者向け15コース 約1,300km）

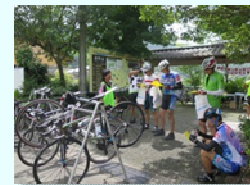
◆平成29年度から、サイクリストへの道案内としてブルーライン・ピクトグラムの整備を推進
→本年度で全コースへの整備を完成予定



市町村や関係機関の協力により、県内全域でサイクリングロードの整備が進んできた。



◆こうちサイクルオアシス（サイクリストの休憩所）の整備
・H31.3.19現在、76施設が登録



こうち サイクルオアシス

今後さらに、県内全域でサイクリング環境の改善を行うことで、本県のサイクリングコースの魅力を高めていく必要がある

サイクリング環境の整備要件を定め、関係機関と連携しながら順次、整備を進める

サイクリング環境整備事業の要件

★主に以下の要件を満たす、ボトルネックの解消につながる事業を実施

- ①安全性 … 走行時の危険箇所を解消できること
〔自転車利用者や市町村等の意見を踏まえた走行時の危険箇所の解消〕
- ②利便性 … 自転車道としての魅力が向上すること
〔自転車利用者を広く誘客することにつながる利便性や快適性の向上〕
- ③経済効果 … 周辺施設など地域への経済効果があること
〔周辺の観光施設や商業施設等への経済効果の波及〕

○ 今後の取組予定

	令和元年度		令和2年度	
	7～9月	10～12月	1～3月	4月～
①関係者の意見・要望を聞き取り	(継続して実施)			
●市町村やサイクリスト等の意見・要望等を調査				
②調査項目の整理・整備に向けた調査				
●要望内容、優先順位等を整理し、整備に向けた調査を実施				
③調査の結果を踏まえ、順次、整備を進める				
●県管理施設：県事業により速やかに整備				
●市町村：調査を踏まえて今後検討				
●国：協力を依頼				
〈ヤ・シバパーク周辺サイクリングロードの整備〉				
調査・設計→工事				

(サイクリング環境改善の具体例)

- ・路面・路側に凸凹がある（段差、継ぎ目の解消）
- ・トンネル内が暗い（注意喚起看板の整備）
- ・拠点施設の充実（駐輪スペースの整備）
- ・利用者の増加と地域経済の活性化につながる取組の充実（周辺施設との連携による受入サービスの見直し）



第1弾として、ヤ・シバパーク周辺の整備に着手

6月補正予算額
サイクリング環境整備事業費 48,001千円

○ 転落防止柵等の整備



○ 海岸堤防の整備



- ①転落防止柵等の整備、車両進入防止柵の改善等（安全性）
- ②段差の解消や途中で寸断された自転車道の接続（利便性）
- ③利用者の増加が、ヤ・シバパーク、香南市サイクリングターミナル等の活性化にも波及する（経済効果）



〈ヤ・シパークの活性化に向けたこれまでの取組〉

ヤ・シパークを核とした地域の活性化推進プロジェクト（地域アクションプラン）

地域アクションプランの重点プロジェクトに位置づけ、地域の食材を生かした加工所兼店舗への支援や、県、香南市、地元の関係者等で構成される「ヤ・シパーク将来構想検討会」を発足し、官民一体でヤシパークのあり方や方策について検討。



自然 & 体験キャンペーンに向けたヤ・シパークの取り組み

ヤ・シパークを中部エリアの自然体験の拠点として磨き上げを図るため、マリンアクティビティの環境整備を進めるとともに、県、香南市、地元の関係者等で構成する「ヤ・シパーク活性化推進協議会」において、ヤ・シパークの活性化に向けた「ヤ・シパークランドデザイン」をH31年3月に策定。

食や自然を生かした地域振興策の具体化

6月補正 ヤ・シパーク整備計画推進調査委託料 【予算額 9,907千円】

1. 全国の類似施設の調査

・オートキャンプ場やBBQ施設等が設置されている全国の類似施設の調査を行い、成功事例のポイント等の分析により、最適な運営形態を検討

2. グランドデザインをもとにより実効的な計画を策定

・ヤ・シパークの特性や優位性を踏まえたSWOT分析や、主力事業であるキャンプ、グランピングの実証実験を通じて、より実効的な計画を策定

3. ソフト戦略の検証と具体化

・利用者予測、利用料金の設定、運営体制、運営手法（ノウハウ）、PR手法等の検討

4. 施設整備に伴う費用の検討

・ランニングコストの算出、費用対効果の検証

5. 経済波及効果の算出

・直接効果、間接効果、周辺波及効果等

相乗効果 6月補正
【予算額 48,001千円】

サイクリング環境整備事業費（再掲）

⇒ヤ・シパークと自転車道の連結

ランドデザインを、より効果的に推進していくための調査検証等を実施

ランドデザインの概要 H31.3月策定

- ① オートキャンプ場、グランピング、RVパーク等の整備
- ② 公園遊具、多目的広場、芝生広場の整備
- ③ アクティビティセンターの整備
- ④ サイクリングルートと連携可能な環境整備
- ⑤ ボードウォークの改修等
- ⑥ 景観保全のための植栽の伐採、撤去
- ⑦ 商業施設・公園エリアの統一サインの整備



ランドデザイン イメージパース

調査結果をもとに、ヤ・シパークランドデザインを具現化

〈ヤ・シパークが目指す姿〉

◆ヤ・シパークを核とした総合的なアクティビティ（キャンプ、海水浴、サイクリング、ヨット等）の拠点としての魅力向上を図ることで、**国内外から観光客を誘客できる地域観光拠点**を目指す。

「ここでしかできない体験、ここにしかないものの提供」

（ヤ・シパーク将来構想の「基本コンセプト」）

《ヤ・シパークに期待する役割》

● 中部エリアの自然 & 体験型観光拠点

地域連携により、中部から東部エリアの観光振興に寄与

● 東部観光への連結機能

道路、鉄道、サイクリングによる東部観光への架け橋

● 地域の自然や食材を生かした賑わいの拠点づくり

〈スケジュール〉

	令和元年度		令和2年度	
	7月～11月	12月～3月	4月～6月	7月～9月
調査	委託調査 調査結果を反映	〈ヤ・シパーク整備〉	可能なものから順次、整備を実施	自然 & 体験キャンペーンの年目
整備	6月議会閉会	〈サイクリングロードの整備〉 調査・設計→工事	自然 & 体験キャンペーンの年目	6



対策のポイント

薬剤師の派遣を要する地域活動（在宅訪問、地域ケア会議、お薬健康相談、出前講座等）と地域の薬剤師とのマッチング機能等を有する「地域活動強化システム」を導入し、高知版地域包括ケアシステムを支える「高知型薬局連携モデル」のさらなる強化を図る。

これまでの取組

日常生活・予防

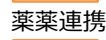
〔高知家健康づくり支援薬局整備〕

- ・血压管理
- ・お薬相談
- ・お薬手帳の1冊化
- ・定期的な投薬機会での見守り など

入院・治療・退院

〔薬業連携による服薬情報の共有〕

- ・服薬情報の共有化
- ・入退院カンファレンスへの薬局薬剤師の参加



在宅療養

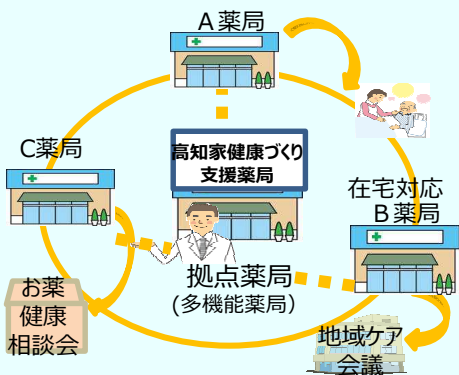
〔在宅患者服薬支援事業 高知家お薬プロジェクト〕

- ・医療/介護事業者との連携強化
- ・訪問薬剤師の育成とスキルアップ

医薬品の適正使用事業（重複/多剤投薬の是正、ジェネリック医薬品の使用促進）

「高知型薬局連携モデル」

- ・多機能の高知家健康づくり支援薬局を中心に、地域の薬局が役割分担して地域を支える仕組みを整備（今後、県下14ブロックの高知版地域包括ケアシステム構築の動きに連動して整備）



14ブロックで薬局連携表を作成し
薬局間で共有する

薬局機能		A薬局	B薬局	C薬局
高知家健康づくり支援薬局		○	○	
在宅対応		○		
地域ケア会議への参加			○	
お薬・健康相談会 出前講座	平日/土曜 昼	○		
	平日/土曜 夜	○		
	日曜/祝日 昼			○
	日曜/祝日 夜			○
要相談				

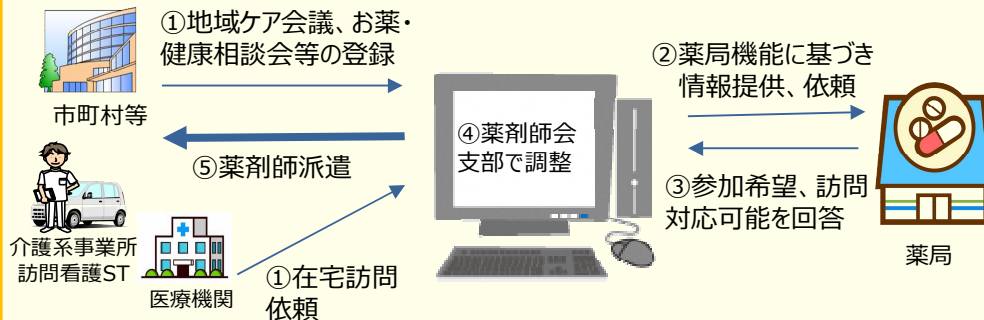
- ### 課題
- 地域ケア会議などへの参加依頼が増加する中で、派遣される薬剤師が特定の者に固定化するなど、マッチングがうまくいっていない
 - 在宅対応が可能な薬局の情報が、服薬管理のために薬剤師の対応を希望する医療機関や訪問看護ステーション等に十分に届いていない
 - 地域の薬局が好事例を知る機会が限られ、スピーディな横展開ができていない

6月補正の概要

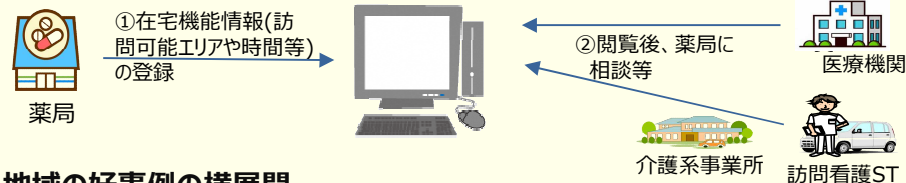
「高知型薬局連携モデル」が評価され、採択された、新たな国の「薬局の連携体制整備のための検討モデル事業」(全国で4地域対象)を活用し、県全体の薬剤師職能・薬局機能の強化を推進。

●地域活動強化システムを構築

◎薬剤師派遣を要する地域活動と地域の薬剤師のマッチング機能



○在宅対応薬局情報の見える化



○地域の好事例の横展開



●その他の取組

- 薬局機能に関する広報の強化（新聞等を活用した県民等への周知）
- 薬剤師職能や薬局機能を高める事業の強化（薬剤師への研修や多職種合同報告会の実施）

1 経済の活性化

拡

スマート農業の検証事業の支援 2,000
(次世代につなぐ営農体系確立支援事業費補助金)

産地の新たな営農技術体系の構築に向け、スマート農業（※）の効果検証等の取り組みを支援する。

補助先：土佐市ショウガスマート農業協議会

補助率：定額

補助対象経費：検討会の開催経費、新たな営農技術体系の検証経費等

（※）省力化や自動化を目的として、IoT、ICT、AI、ロボット等の先端技術を活用する農業



(農業振興部 環境農業推進課)

NEW

県道川之江大豊線の災害復旧
【債務負担】 1,244,250

平成30年7月豪雨により地すべり被害のあった県道川之江大豊線の復旧工事について、国の災害査定が平成31年3月末に終了したことに伴い、必要な予算を計上する。

公共土木施設災害復旧事業【債務負担行為】 1,244,250千円



(土木部 防災砂防課)

(参考)

令和元年度 : 93,450千円
令和2～3年度 : 1,244,250千円
【債務負担】

2 豪雨等の災害に備えた対策の強化・推進

拡

市町村が行う地籍調査事業の支援 130,479
(地籍調査事業費補助金)

土地所有者・地番等の調査や地番の境界、地籍に関する測量を行い、地図及び簿冊を作成するために、市町村が行う事業に対して補助する。

補助先：市町村

補助率：3 / 4

補助対象経費：国土調査法に基づいて行う地籍調査事業

(土木部 用地対策課)

3 その他

拡

夢・志チャレンジ基金への積み立て 60,000

学業成績が極めて優秀であり、学費の支弁が困難な学生に対して育英資金を給付するため基金の積み立てを行う。

夢・志チャレンジ基金積立金 60,000千円

(文化生活スポーツ部 私学・大学支援課)

(参考) 平成30年7月豪雨による公共施設等の被害への対応状況

被害への対応状況

- ◆被害箇所896箇所のうち、857箇所についてはH30年9月補正予算から令和元年度当初予算までに予算措置済みであり、災害復旧に迅速に対応してきたところ。
- ◆地すべり被害のあった県道川之江大豊線については、H31年3月に災害査定が終了したため、債務負担行為を今回措置。(現年分については既計上予算で対応)
- ◆被災箇所の一部では、道路の被災により現地入りが出来ないことなどから、39箇所が予算未措置となっている。今後、対応可能となり次第復旧工事を実施。

予算措置状況

(百万円)

	予算措置済				未措置 (災害査定未了)
	件数	工事費	うち今回措置		
			件数	工事費	件数
道路・地すべり	120	5,872	1	1,338	5
河川	259	7,302	—	—	—
砂防・急傾	6	90	—	—	—
耕地	284	1,619	—	—	—
治山・林道	180	6,084	—	—	34
漁礁・漁港	8	267	—	—	—
計	857	21,234	1	1,338	39

○ 高知県公文書等の管理に関する条例の構成イメージ

第1章 総則

目的（第1条）

この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、高知県立公文書館の設置及び管理に関する事項並びに公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることで県政の透明化を推進し、もって県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにし、県政が適正かつ効率的に運営されるようにすることを目的とする。

定義（第2条）

- ① 実施機関（知事、議会、行政委員会等、公営企業管理者、高知県立大学法人）
- ② 公文書（実施機関の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして、保有している文書）
- ③ 歴史公文書等（歴史資料として重要な文書）
- ④ 特定歴史公文書等（公文書館が管理する③）
- ⑤ 公文書等（②及び④）

第2章 高知県立公文書館

設置（第4条）、開館日時（第5条）

歴史公文書等を保存し、利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的として、高知県立公文書館を設置する（平日午前9時～午後5時開館）。



第3章 公文書の管理

公文書管理規程（第14条）

実施機関は、公文書の管理に関する定めを制定し、公表する。

作成（第8条）

職員は、意思決定に至る過程及び事務事業の実績を合理的に跡づけ又は検証できるように文書を作成しなければならない。

整理（第9条）、保存（第10条）

実施機関は、相互に密接な関連を有する公文書をファイルにまとめ、早い時期に公文書館への移管か廃棄かを定め、適切に保存

公文書ファイル管理簿（第11条）

実施機関は、公文書ファイル等の名称、保存期間、保存期間満了時の措置等を記載した帳簿を作成し、公表する。

管理状況の報告等（第13条）

実施機関は公文書の管理状況を知事に報告し、知事はその概要を公表する。

移管又は廃棄（第12条）

実施機関は移管廃棄時に知事に協議し、知事は実施機関に対し廃棄しないことを求めることができる。

歴史資料として重要な情報が記録された公文書（歴史公文書等）は、移管

利用請求

県民

開示請求（情報公開条例）

条例で委任された条例施行規則の制定改正

第4章 特定歴史公文書等の保存、利用等

保存（第15条）

特定歴史公文書等を永久に保存。目録を作成

利用請求（第16条～第19条、第27条）

知事は、利用請求があった場合は、利用制限事由（個人情報等）に該当する場合を除き、利用させなければならない。

利用決定等（第20条～第22条）

原則として30日以内に決定。延長の場合は理由提示

利用の方法（第23条）、費用負担（第24条）

閲覧（無料）、写しの交付（白黒1枚10円）等

審査請求及び委員会への諮問（第25条）

利用決定等に不服がある場合は、審査請求できる。

利用の促進（第26条）

特定歴史公文書等の廃棄（第28条）

保存及び利用の状況の公表（第29条）

第5章 高知県公文書管理委員会（知事の附属機関として設置）

【担任意務】

- ① 公文書等の管理に関する規則等の制定改正案の諮問に対する答申
- ② 公文書・特定歴史公文書等の廃棄の妥当性の諮問に対する答申
- ③ 公文書館の利用請求に係る審査請求の諮問に対する答申
- ④ 公文書等の管理に関する重要事項について実施機関に対する意見

【組織】

知事が委嘱する公文書等の管理に関して優れた識見を有する者5名以内で構成する。

第6章 雑則／第7章 罰則

- ① 研修
- ② 刑事訴訟等に関する書類の取扱い
- ③ 組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置
- ④ 公社等／指定管理者の文書管理
- ⑤ 公文書管理規則の制定改正手続
- ⑥ 公文書管理委員の守秘義務違反の罰則

施行日：令和2年4月1日（委員会の設置は、公布の日）

①答申

②答申

①答申

③答申

②答申

職員の文書作成義務(条例第8条関係)

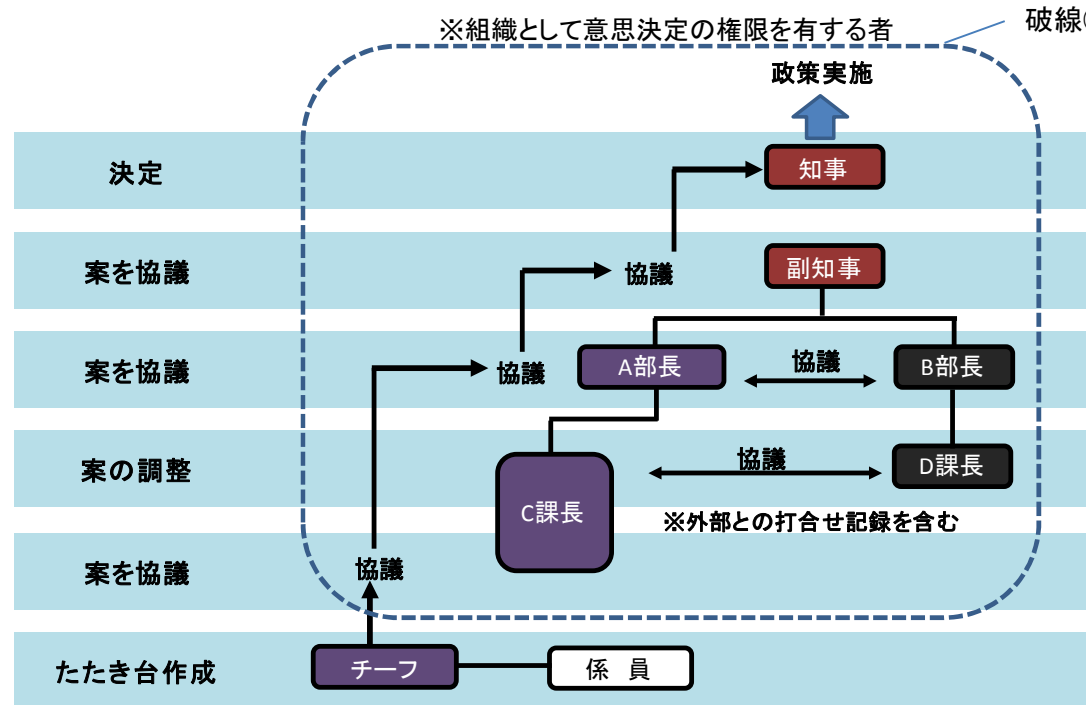
文書作成の義務 ～行政の意思決定及び事務事業に係る文書主義の原則～

職員は県の説明責務を全うするため、(1)(2)を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない。

(1) 経緯も含めた意思決定に至る過程

【イメージ】

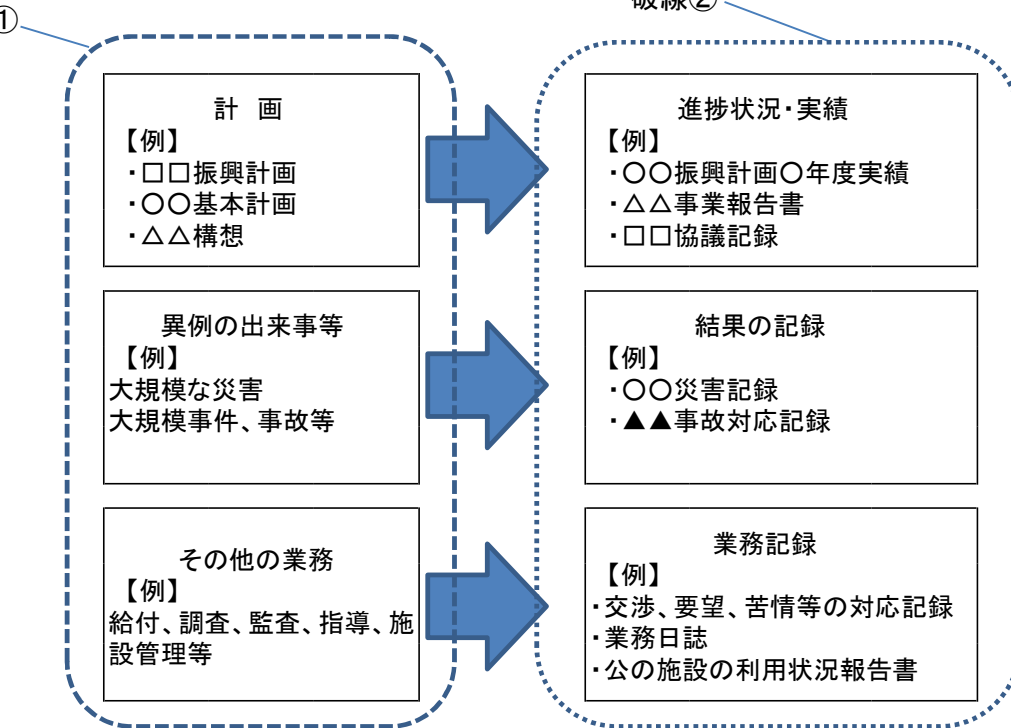
条例の立案等の重要な意思決定については、最終的な結果のみならず、所管部局長や主管課における経緯経過(破線①の範囲)について文書を作成・保存



(2) 事務及び事業の実績

【イメージ】

実施機関の諸活動の成果である事務及び事業の実績(破線②の範囲)について適当と認める段階で文書を作成・保存



文書主義の原則の例外…処理に係る事案が軽微なものである場合(条例の目的を踏まえ厳格かつ限定的に解釈)

【要件】 ①事後に確認が必要とされるものでないもの かつ ②文書を作成せずとも職務上支障がないもの

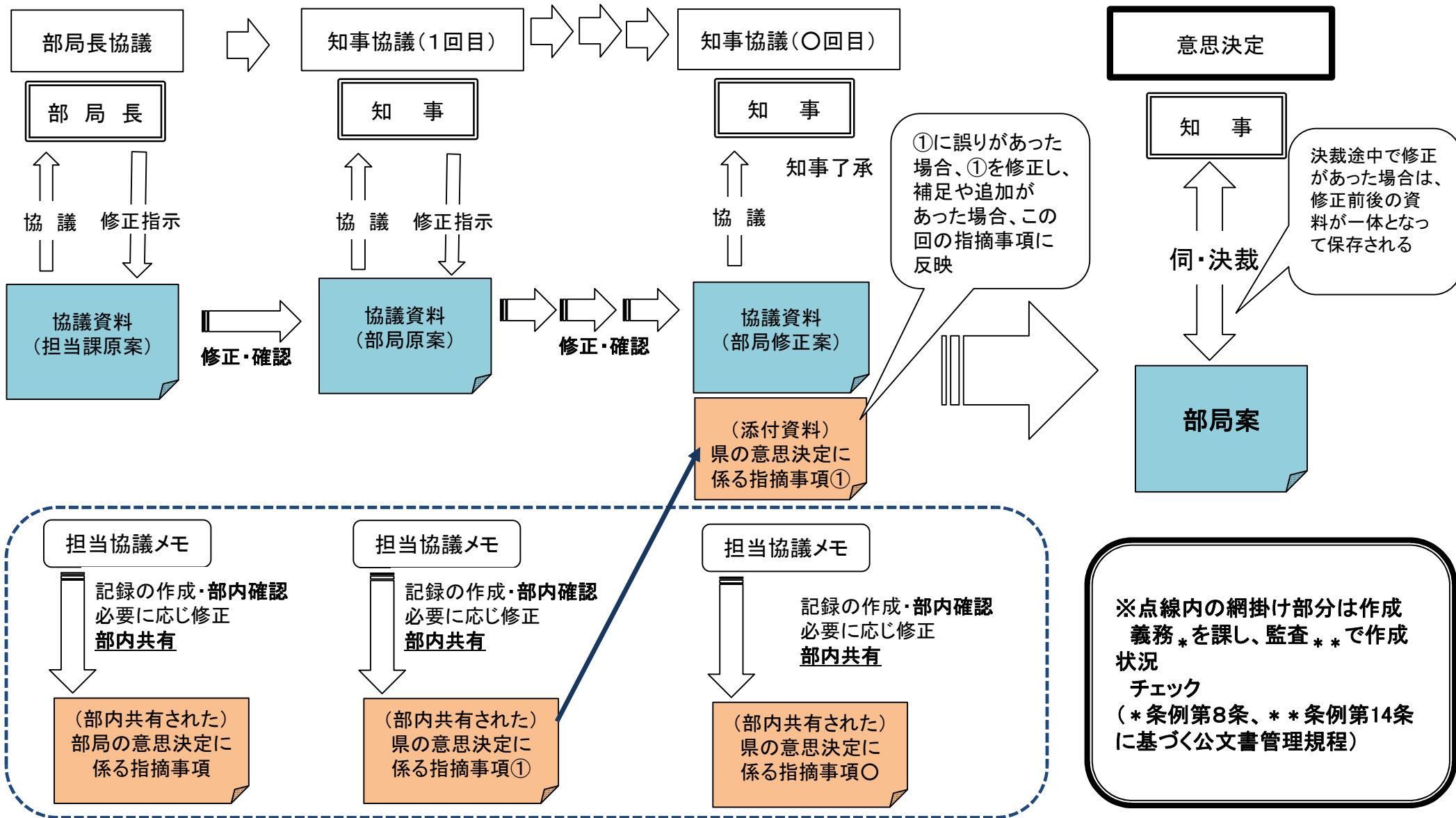
※上記の要件を全て満たすものは、歴史的価値があるものに相当しないものと考えられることから、例外として取り扱う。

【例】 ・所掌事務に関する単なる照会、連絡 ・日常的業務の連絡、打ち合わせ

具体の運用イメージ(条例第8条関係)

意思決定に至る経緯過程に係る文書の作成について

※網掛けを公文書として保存



※審議会等は公文書管理規程に従い、議事の記録を作成する。

歴史公文書等の移管について(条例第2条第3項、第9条第5項、第12条第1項～第3項関係)

1 公文書館に移管すべき歴史公文書等

【公文書館に移管され、永久保存されるべき「歴史公文書等」は、以下の文書になります。】

- (1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書

※条例第2条第3項

どのような文書が歴史公文書等に該当するのかは、ガイドラインにおいて、全実施機関に共通の選別基準を定め、実施機関が公文書管理規程で、できる限り具体的に定めます。

知事は、歴史公文書等の選別に資するようマニュアルを作成します。

2 歴史公文書等の選別・移管の手順

実施機関(一次選別)

公文書の作成・取得時

※条例第9条第5項

文書管理者※1が保存期間満了時の措置(歴史公文書等に該当するものは移管、そうでないものは廃棄)を設定

公文書ファイル管理簿への記載

※条例第11条第1項

公文書ファイル等の作成の翌年度に総括文書管理者※2が保存期間満了時の措置を確認し、県民に公表

協議前の確認

※条例第12条第1項、第2項

実施機関は、保存期間満了時の措置を確認したうえで、廃棄又は移管の60日以上前に知事(公文書館長)※3に協議※4

保存期間の満了

公文書館(二次選別)

知事(公文書館長)協議

※条例第12条第2項

知事(公文書館長)※3は、保存期間満了時の措置に関し、意見を述べる。

公文書管理委員会への諮問・答申

※条例第32条第2号

知事(公文書館長)※3は協議の結果を公文書管理委員会に諮問し、公文書管理委員会は答申を行う。

公文書館

廃棄しないことの求め

※条例第12条第3項

知事(公文書館長)※3は、実施機関が廃棄の判断をした公文書ファイル等について、歴史公文書等に該当すると答申があった場合は、廃棄の措置をとらないように求める。実施機関は当該公文書ファイル等を廃棄してはならない。

移管・公文書館での永久保存

※1 当該公文書を所管する課長など ※2 知事部局は、総務部長

※3 条例上は、知事の権限であるが、選別移管の実務を担う公文書館長に権限を委任

※4 協議は、1年以上の保存期間が設定されている公文書ファイル等に限る。